

<声明> 安倍元首相の「国葬」実施に抗議する声明

本年9月27日、日本武道館において安倍元首相の国葬が実施されました。実施に対する賛否が分かれ、世論調査の多くで実施を反対する意見が実施を賛成する意見を上回るという状況での実施でした。

岸田首相は、国の儀式に関する事務を所掌として定めた内閣府設置法に基づき、「閣議決定を根拠として行政が国を代表して行える」と説明し、全額国費で負担する方針を明らかにしています。しかし、元首相の葬儀を行うことや、政府がその経費を支出する法的な根拠や基準はありません。これは、日本国憲法が定める財政民主主義（83条）に違反するものです。

また、岸田首相は「国葬」とする理由に様々な「実績」をあげ、「そのご功績は真にすばらしいものがある」と述べましたが、安倍元首相が行った改憲策動、集団的自衛権の容認・南スーダン等への自衛隊派兵、桜を見る会等に象徴される政治の私物化、118回のうそ答弁に象徴される国会軽視、大軍拡・敵地攻撃能力保有など米国と一体の戦争する国づくり推進などの安倍政治は厳しく批判しなければなりません。

「国葬」は、国民のなかで評価が分かれている安倍氏の政治的立場や政治姿勢を全面的に公認し、国家として安倍政治を賛美・礼賛することになります。また、安倍元首相に対する弔意を、国民に対して事実上強制することにつながる憲法問題です。弔意は、示すかどうかも含めて、すべて内心の自由の問題であり、憲法第19条「思想及び良心の自由」違反です。

これまで、国民の税金を投入し、戦後に国葬が行われたのは1967年の吉田茂氏のみで、法的根拠となる「国葬令」は1947年に失効したものの、吉田氏の国葬は例外的に行われました。それ以降、首相経験者の国葬は一度もありません。今回の国葬は、失効した「国葬令」を実質的に復活させるものといえます。

神奈川憲法会議は、安倍元首相の「国葬」実施に強く抗議をいたします。

2022年10月20日

憲法改悪阻止神奈川県連絡会議
(略称・神奈川憲法会議)

